

東庄町行政改革集中プラン

(平成17年度～平成21年度)



平成18年3月
東庄町

1. 改革の期間と目標	
1 改革の期間	2
2 改革の目標	2
2. 改革プランの重点方針	
1 定員管理の適正化	3
2 給与の適正化	3
3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用含む）	3
4 事務・事業の再編、整理、廃止・統合	3
5 財政の健全化	3
6 地方公営企業の経営健全化	4
3. 推進体制	4
4. 推進状況の公表	4
5. 具体的な取組み	
1 定員管理の適正化	5
2 給与の適正化	6
3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用含む）	7
4 事務・事業の再編、整理、廃止・統合	7
5 財政の健全化	9
6 地方公営企業の経営健全化	16

1 改革の期間と目標

1 改革の期間

改革の期間は、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5ヵ年とします。この計画は、財政状況の変動、他自治体の行政改革の事例等を参考にして毎年度見直し、新たな取組みを追加していきます。なお、本プランは、「東庄町行政改革大綱」に基づき、行政改革の具体的な取組みを定めるものです。

2 改革の目標

本町の厳しい財政状況において、新たな時代に対応し、明るい将来を展望できる町政を実現するために、従来の行政システムを抜本的に見直し、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指していきます。

行財政改革を進めるにあたっては、町民と行政が協働し、少数精鋭の行政運営への転換を図るため、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取組みが必要となってきます。

町では、町民にとって必要なサービスを効果的かつ効率的に提供していくことを目標に「東庄町行政改革集中プラン」を策定し、皆様に出来る限りわかりやすい形で公表するものです。

2 改革プランの重点方針

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえて、平成17年3月29日に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、地方公共団体はより一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請されました。これを受けて、町では、本プランにより住民にわかりやすい具体的な取組みを明示するものです。

このため、本プランは下記の項目を重点に策定します。

1 定員管理の適正化

職員定数については、一人ひとりの職員の能力を最大限活用することを基本にして、定員適正化計画の確実な進行管理により適正化を図っていきます。

2 給与の適正化

給与制度は、国・県・他市町との均衡を考慮しながら、引き続き適正化に努めていきます。また、能力・実績に応じた人事管理を進め、職員の意欲や公務能率の向上を図ります。

3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

「民間でできることは民間に委ねる、公でやるべきことは公でやる」という原則のもとに、公共サービスの維持向上と経費節減の観点から、民間委託等を推進し、公民のパートナーシップによる効率良い行政運営を推進します。

また、公の施設の管理については、平成17年9月に条例制定した指定管理者制度※の活用の可否について、積極的に検討していきます。

※指定管理者制度・・・平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、これまで公の施設の管理運営委託先が地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていたものを、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体まで拡大した。この場合の施設の管理運営を任せる団体のことを「指定管理者」という。指定管理者は、原則、公募して町が議会の議決を経て指定する。

4 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

新たな行政課題や多様な町民ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、限られた財源を効率的かつ効果的に運用するため、従来の取扱いにとらわれることなく、事務、事業を見直し、廃止・統合も視野に入れて施策の選択と重点化に努めます。

5 財政の健全化

町税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、限られた財源を必要な施策に展開するため、効率的な財源活用及び徹底した内部努力によるコスト削減を進め、健全な財政基盤の確立を目指します。

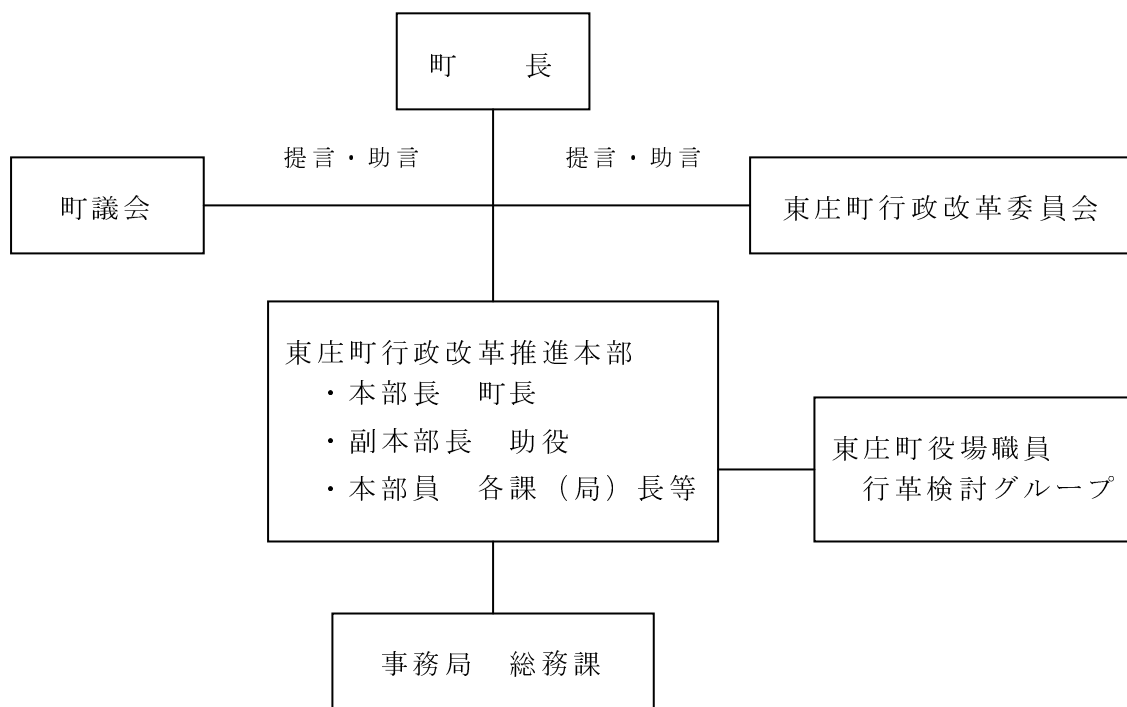
6 地方公営企業の経営健全化

町水道事業、東庄病院、食肉センター等の地方公営企業等の経営については、独立採算の観点から上記5項目を積極的に推進し、健全な事業運営と、安定したサービスの供給に努めます。

3 推進体制

本プランの推進にあたっては、職員一人ひとりがその趣旨を十分理解し、東庄町行革推進本部を中心に、若手・中堅職員の組織である行革検討グループ等で順次検討しながら、全庁一体的に取り組むものとし、さらに町民の有志からなる東庄町行政改革委員会や町議会に進捗状況を報告し、提言・助言を得て行政改革の推進を図っていきます。

< 推進体制図 >



4 推進状況の公表

行政改革の取組み状況については、随時、町広報、ホームページなどを通じ広く町民に周知していきます。

5 具体的な取組み

1 定員管理の適正化

① 平成11年4月1日から平成17年4月1日までの実績

＜普通会計職員＞（単位：人）

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	削減数
職員数	146	145	139	139	134	129	122	24
増減	－	▲1	▲6	0	▲5	▲5	▲7	

② 今後の取り組み目標

町民サービスや組織運営のために必要な職員の採用は継続しながら、簡素で効率的な組織にし、新たな職員採用は必要最低限とし、職員の削減を進めます。

さらに、職員に理解を求め、定年前の早期退職者を募るように致します。

定員適正化計画表 平成17年4月から平成22年4月までの5年間

各年度4月1日現在 ＜普通会計職員＞（単位：人）

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年
職 員 数	122	119	118	117	115	114
前年度退職者数		3	1	1	3	2
採 用 者 数		0	0	0	1	1
削 減 数		3	1	1	2	1
削 減 数 累 計		3	4	5	7	8

上記の計画により平成21年度までの効果目標額は、次のとおりです。

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
適正な職員の定員管理	定員適正化計画を推進し、適正な職員の定員管理に努めます。	152,000
効果目標額合計		152,000

2 給与の適正化

本町における給与については、これまでも特別職給与の削減、特殊勤務手当の廃止や管理職手当への支給率削減等によりその適正化と人件費の抑制を図ってきましたが、さらに、各種手当の見直し等を実施し給与制度の適正化を図り、人件費の削減に努めます。

① これまでの取り組み（平成11年度から平成16年度まで）

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
管理職手当の削減	平成14年度2%引下げ 140万×3年＝420万円	4,200
時間外手当の削減	勤務時間の弾力化 平成15年度から 590万円	5,900
効果額合計		10,100

② 今後の取り組み目標

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
特別職給与の減額	特別職の給与は平成17年4月から、町長20%、助役15%、教育長10%削減します。	26,300
収入役廃止	平成18年4月から収入役を廃止します。（平成17年7月から空席ですが、正式に条例により廃止します。）	56,800
管理職手当の見直し	管理職手当の支給率は、平成18年4月から課長が10%から6%に、課長補佐が8%から5%に削減します。	18,800
住居手当の見直し	18年4月から住居手当として、世帯主（自己住宅居住）に月額4,300円支給していましたが、新築等5年間のみ、月額2,500円の支給とします。	9,200
特殊勤務手当の見直し	17年12月から一般職員の特殊勤務手当を全廃（伝染病処理・危険作業・税等徴収・作業手当）	2,167
効果目標額合計		113,267

③ その他の報酬削減の取り組み

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
議員の定数の見直し	平成17年12月から、議員定数問題特別委員会において見直しを検討中です。	未定
効果目標額合計		未定

3 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用含む）

公の施設に関する取り組み

東庄町には、個別の法律で管理者が特定されている学校・道路・河川を除き44の公の施設があります。

主な施設は、町民体育館や宮野台運動公園などのスポーツ施設（4施設）、児童館や児童遊園、その他公園（10施設）、地区青年館（19施設）、病院・保健施設（3施設）、町公民館・図書館・給食センター・青馬の里・憩いの里・ふれあいセンター・食肉センター・霊園の施設です。

①これまでの取り組み

食肉センターについては、食肉センター事業協同組合に、管理を委託しています。

②今後の取り組み

青年館について、各地区に無償譲渡を計画しています。

その他の施設については、既に臨時職員で対応している施設もあり、今後、民間活用の導入を積極的に進め、民間委託、指定管理者制度を活用します。

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
青年館の無償譲渡	青年館を各地区に無償譲渡する 管理費（保険料）の削減	880
効果額合計		880

4 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

事務・事業の再編・整理等については、最小の経費で最大の効果をあげるため、限られた財源を効率的かつ効果的に使っているか不断の見直しを行い、経費の削減に努めます。

また、各種事務・事業について行政関与の必要性、緊急性、優先性、費用対効果を検討し、効果が十分でないものや民間においてより良質なサービスが低コストで提供できるものなどについては、再編・整理・廃止・統合を進めます。同時に、新たな行政課題を把握し、施策の選択と重点化にも努めます。

【事務・事業の再編・整理等の取り組み】（平成17年度から平成21年度まで）

事務事業名	取り組み内容	効果額（千円）
各種委員会 協議会の縮 小・統廃合	各種委員会・審議会等の目的や業務内容を考慮。委員数を減らし、又は同種のを整理統合して経費節減を図るとともに、公募等により適正な人員を確保する。	未定
記念品等の 見直し	敬老祝等の記念品等について見直しを検討する。	10,160
消耗品・食料 費等の需用 費の削減	消耗品等の経費について削減する。	30,000
交際費の見 直し	町、議会、農業委員会及び教育委員会の交際費を削減する。	3,000
維持管理委 託料の見直 し	法定業務等を除く委託内容を精査し、委託回数や委託金額等を減らして経費削減に努める。	未定
契約内容・方 法の見直し	発注基準などを見直し、公募型指名競争入札や一般競争入札など公正性・競争性の高い入札方法等の導入を検討する。	未定
イベントの 見直し	町民運動会、ふれあいまつり等のイベントについて、実施方法を検討する。	未定
各種団体の 事務及び補 助金の見直 し	各種団体の事務状況及び補助目的、効果等を精査し、内容を見直して、団体の自主運営、自立運営を促す。	未定
投資的経費 の適正化	投資的事業の実施時期・事業手法を検討し、適正化を図る。	197,000
効果目標額合計		240,160

5 財政の健全化

これまでの経費節減等の財政効果は以下のとおりです。

①平成11年度から平成16年度までの実績

項 目		取り組み内容	効果額（千円）	
歳 入	税の徴収対策	滞納整理の強化	5,837	
	使用料・手数料の見直し	使用料の新設（電柱占有料）	5,254	
	未利用財産の売り払い等	土地3筆	26,909	
歳 出	人件費削減	議員削減	2人 平成11年12月から	38,066
		職員削減	17人	310,762
		助役空席	平成11年度から	60,786
		職員手当	管理職手当2%引下げ 平成14年度から 勤務時間の弾力化制度による時間外勤務手当の削減 平成15年度から	10,100
	民間委託による事務事業費削減	公民館清掃業務委託 平成16年度から	△1,650	
	補助金等の整理合理化	一律10%削減 平成12年度から 負担金・補助金の削減 平成12年度から	265,096	
	その他	旅費日当の廃止 平成13年度から 交際費削減 平成14年度から 議会・監査委員の食料費の削減 平成16年度から	6,551	
効果額合計			727,711	

②今後の取り組み

以下の歳入歳出各項目の行政改革を実施スケジュールに沿って推進することにより、収支改善を図っていきます。

効果目標額	524,107千円
-------	-----------

なお、効果額は下記の方法により算出しております。

《 行財政改革効果額の算出方法 》

平成16年度決算をベースとして、次年度以降、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による行政改革効果を算出しています。

たとえば、毎年度、歳出を逡減（歳出は逡増）させていく場合、前年度の効果が翌年度以降も累積していくため、単年度ごとの効果額は逡増していきます。下記の図で、平成16年度の委託料を毎年5百万円ずつ削減するとした場合、次年度以降の予算は前年度の実績をベースに策定されるため、3年間の削減効果は、単年度削減額の1+2+3=6倍（5百万円×6倍=30百万円）となります。

毎年5百万円ずつ削減⇒3年間の削減効果=30百万円

